

博物館協議会委員公募実施要領

1 目的

博物館協議会（以下「協議会」という。）の委員を委嘱するにあたり、委員の一部を市民から公募することにより、市民の意見を博物館運営に反映させることを目的とする。

2 定数

公募による委員の定数は、3人とする。

3 委員の任期

委員の任期は、令和6年2月22日から令和8年2月21日までの2年間とする。

4 応募条件

函館市内に居住し、かつ住所を有する年齢18歳以上の方で、博物館運営に関し、知識、経験、関心等のある方。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員を推薦している団体（函館市小学校長会、函館市社会学級生連絡協議会、函館市文化団体協議会、函館市PTA連合会）に属する方
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている方（応募中のものを含む）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した方

5 応募方法

別記様式の応募用紙により、郵送または持参により応募する。

応募先：〒040-0044 函館市青柳町17番1号
市立函館博物館
TEL 23-5480

6 広報

公募にあたっては、市広報紙等に募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和6年1月4日（木）から令和6年1月17日（水）までとする。

（郵送の場合は、当日消印有効とする。）

8 決定の方法

- (1) 応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。
- (2) 本協議会における女性の委員および青年の委員の割合が、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4(2)に定める女性登用率の目標値35%、青年（39歳以下登用率の目標値10%）に達しない見込みである場合において、女性および青年の応募があった場合は、優先的に女性および青年の応募者を委員として決定することがある。
- (3) 応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。なお、協議会委員の就任は、函館市教育委員会の委嘱をもって行う。